第29期新潟市社会教育委員会議

実施年月日	第1回 平成22年5月31日(月) 実施
会 場	市役所 白山浦庁舎7-405号 傍聴人 0人
会議内容	1. 開会 2. 委嘱状交付 3. 教育長あいさつ 4. 委員自己紹介 5. 職員紹介 6. 議長・副議長の選出 7. 協議事項 (1) 第29期社会教育委員会議の議題について (2) 社会教育委員会議開催日程について (3) 各種研究大会への参加について 8. 報告事項 (1) 平成22年度主要事業について (2) 平成22年度主要事業について (2) その他
出席者	【社会教育委員】 相庭和彦 伊藤裕美子 笠原孝子 川上光子 雲尾周 新藤幸生中村恵子 西田卓司 藤澤眞璽 真柄正幸 南加乃子 【事務局】 鈴木教育長 貝瀬教育次長 八木教育次長 玉木生涯学習課長 坂井地域と学校ふれあい推進課長 内山中央図書館企画管理課長 和田中央公民館長 櫛谷中地区公民館長 窪田新津地区公民館長 佐藤白根地区公民館長 石黒万代市民会館長 福島大畑少年センター所長 小川生涯学習課長補佐 原係長 南雲主査

会議録

- 1. 開会
- 2. 委嘱状交付
- 3. 教育長あいさつ
- 4. 委員自己紹介

(相庭委員)

新潟大学教育学部で社会教育を専門に担当しております。20年ほどたちまして、赴任してきましたときには、何といいポストだと思ったのですが、私が赴任した年から生涯学習が始まり、人権問題が始まり、国際化があり、情報化がありと、さまざまな研究課題があったものですから、学者としてさまざまなところに口をはさむようになり、その結果、研究業績も本来は文化活動だったのが、戦後社会教育の歴史と地域教育改革の歴史という形で、本も作れるようになりました。今度、新潟市社会教育委員になって、ある意味、専門のど真ん中に座ることになりましたので、是非、皆様方からさまざまなことを教えていただき、新潟市の教育文化活動が一歩でも半歩でも前進することに協力していきたいと思います。

(伊藤委員)

人権擁護委員ということで名前が出ていますが、今、お話のあった相庭先生が研究している専門的な分野を実践している一市民ということで、いろいろな絵本の読み聞かせや福島潟の環境の中で、楽しみながら創作事業として「いきものカルタ」を作ったり、自然の生き物の多様性を子どもたちと親しむということで、遊びの中で体感しながらやろうよとNPOの仲間と一緒に地域の学校のゲ

ストティーチャーなどを実践している一人です。皆さんの貴重なお話で、勉強できるという期待を 持ってまいりました。

(笠原委員)

私はつい最近まで携帯電話を持ちませんし、パソコンも操作できませんでした。ですが、そうも言っていられなくなり、携帯電話を買いパソコンも購入いたしました。ただ、買ったら何とかなると思っておりましたら何ともなりませんで、目の前にあるという状態で、文字入力ができないレベルだったものが、本当の初歩から教えてくれるようなマニュアル本を探してきまして、ようやく基礎操作ができるようになりました。皆様にとりましてはお笑いぐさのようなことを本人はいたってまじめに、日々生涯学習に励んでいると、そんなつもりでおります。

(川上委員)

中之口東小学校の地域教育コーディネーターの川上光子と申します。私たち1期生が8名でスタートしてから今年4年目、150数名の方々が同じ仲間として活躍していらっしゃいます。いろいろな声があるかと思いますが、その声を少しでも皆様のところへ届けられればいいかなということで、委員を引き受けさせていただきました。

(雲尾委員)

新潟大学の雲尾周でございます。専門は教育行政学で、そこから生涯学習行政ということで、なぜかやっているところです。今日は、去年の公民館の運営審議会の『地域の教育向上のための公民館の役割について』という提言を配付していただきました。こちらの方のとりまとめをしております中央公民館の運営審議会の議長もしております。

また、来週、新潟県地域家庭教育推進協議会が開かれるのですが、そこの副会長をしておりまして、あまり家庭にいないのにいいのかなと思いますが、一応、家庭教育の分野についてもそれなりにやっております。

(新藤委員)

新藤幸生と申します。所属として青少年育成協議会ということで、子どもたちの健全育成で活動していますが、最近感じることは、子どもたちというよりも、子どもたちを育てている親の健全育成の方が大事ではないかという感じがしております。

私は、秋葉区で、琵琶湖周航の歌の原曲作者・吉田千秋という大正4年頃の人がいろいろな活動をしていたということを広く知っていただく活動をやっておりまして、今、会員が $150\sim160$ 名ほどで活動をしております。来年で 10 年活動が続きます。

それから、今日「新潟市生涯学習推進基本計画」がとうとうできたのですが、この 22 ページに写真が載っております。この「獅子踊り」は新潟市の文化財に指定されておりまして、新津図書館に免許皆伝の巻物が保管されております。 3 匹で踊るのですが、笛、太鼓、その他もろもろ合わせると 20 人以上いないとできない伝統芸能です。今は集落が 80 軒しかありません。その中でこれを維持していくのは大変なハードスケジュールで、子どもたちを集めて練習しているのですけれども、以前は小学校の $5\sim6$ 年生で $15\sim16$ 人いたのですが、今は 1 年生から 6 年生まで合わせて、10 人くらいになってきています。こちらの方も絶滅危惧種的な活動をしていますが、どうぞよろしくお願いします。

(中村委員)

新潟青陵大学の中村と申します。専門は教育学になります。新潟青陵大学は今年で6年目になるのですが、その前は20年間、県内で小学校の教員をしておりました。第28期のときに地区のそれぞれの公民館の取組であるとか、先ほどお話がありました各学校の地域教育コーディネータの方の活躍を聞かせていただいて、大変刺激になり、勉強になったと思っています。また引き続き勉強させていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(西田委員)

ヒーローズファームの西田と申します。生涯学習課長に誘われ、玉木課長を大好きだったので一緒に会議に出てみたいという思いで参加させていただきまして、責任の重さに手が震えております。

10年ほど前から西蒲の方で畑をやりながら、そこを交流の場にしようということで活動してまいりました。緑色のチラシが2枚入っているかと思いますが、3年ほど前から大学生の支援ということで、大学生の未来が暗いということで悩んでいるわけなので、未来が暗いのだったら、自分たちで未来を作るしかない、まさに自分で未来を切り開いていけるような大学生、大人をこれから作っていきたいと、新潟の地域の大人で格好いい大人に出会わせたり、社長さん、企業家として、小さいながらも企業を回しているような方とふれ合う中で、そういう力、あるいは精神を学んでいただきく機会を作る活動をしています。今後は中学生、高校生というふうにどんどん年齢層を落としていって、鯛車焼き屋さんを核にした地域の交流の場所を作りたいと思っています。

(藤澤委員)

昨年からでございます。中学校の校長会から出ております。名前についていえば、生涯学習の話をいくらでもできますが、それ以外にはあまり。学校教育の方だけであります。ただ、いろいろなかかわりがあって、この場に来させてもらっております。昔のかかわりで言えば、この中に大変お世話になった人がおりまして、そういう面では恐縮しております。

なお、隣の西田委員とは昨年の途中まで、歩いて数分の距離のところにいるというのが分かりましたが、本当に偶然とはこわいものだなと思っております。また1年、よろしくお願いします。

(真柄委員)

万代長嶺小学校に勤務しております真柄正幸といいます。私の方は小学校長会ということで委員になっております。前任者の委員の後を引き継いで参加したのはいいのですが、非常に回数も多いし、すごい会議だなと思いました。また、昨年度1年間経験しまして、本当に体がもつのか、学校は大丈夫かなとか、いろいろ考えさせられた会議でした。今年はちょっといいかなぁと思っていますが、また皆さんと協力しながら、学校の立場で話をしていきたいと思っています。

(南委員)

新潟放送でテレビ制作部門を担当しております南と申します。ローカル放送局はなんでもやりますので、バラエティーから大学放送公開講座のようなものまで、幅広く何でもやっております。昨年は地域教育コーディネーターをテーマに「発見・人間力」という番組が全国放送で流れ、県外から泊まりがけの研修生も来たということで、反響の大きさに私たちも非常に驚いたのですが、その母体となる民間放送教育協会というところが、先日、事業仕分けにあいまして、方向がどうなるかというような状態に今ありまして、我々ローカル放送局としては非常に大変な時期を迎えております。私たちは、4月から「ザ・新潟スペシャル」というゴールデンでローカルが挑戦するという試みを始めまして、コンセプトとしましては、「新潟の元気を伝え、新潟の元気を作ろう」ということで、元気になっていただくためにどういう放送ができるかということを日々研究しているところです。私どもでは「キッズプロジェクト」というのを毎年やっておりまして、今回で8期になります。今回は本を皆さんにプレゼントするということも検討しておりまして、初心者ばかりなので、この場を借りて皆さんにご協力いただきたいと思っているところです。昨年、一昨年の社会教育委員は大変ハードでしたので、今回はどうなることかと私もすごく不安ですが、何とか勉強したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

5. 職員紹介

(資料確認)

6. 議長・副議長の選出

(事務局)

続きまして、議長、副議長の選出に入らせていただきます。議長、副議長の選出につきましては、 新潟市社会教育委員の会議運営規則第2条の規定により、委員の互選となっております。最初に、 議長についてお諮りいたします。いかがでございましょうか。

(笠原委員)

規則では互選になっておりますけれども、今日初めてお目にかかる方もいらっしゃいますので、 事務局案がありましたら、お聞かせいただけますでしょうか。

(生涯学習課長)

ただいま事務局案という話がございました。

社会教育の一番の専門家であります相庭委員に議長にご就任いただきたいと思うのですが、いかがでございましょうか。

(事務局)

ただいま相庭委員を議長にという発言がございました。いかがでございましょうか。

(委員)

賛成します。

(事務局)

よろしいでしょうか。では、相庭和彦委員に議長をお願いいたしたいと思います。 続きまして、副議長についてお諮りいたしますが、いかがでございましょうか。

(笠原委員)

同じ理由で、事務局案を伺いたいと思います。

(事務局)

事務局案ということで発言がありましたが、いかがでございましょうか。

(生涯学習課長)

中央公民館の審議会の議長をしていらっしゃいます雲尾委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

雲尾委員という発言がございましたが、いかがでございましょうか。

(委員)

お願いします。

(事務局)

それでは、議長は相庭委員、副議長は雲尾委員ということで、よろしゅうございましょうか。 では、そのように決定させていただきたいと思います。相庭委員は議長席へご着席ください。 ここで、教育長は公務のため退席させていただきます。

では、議長、副議長からご挨拶をお願いいたします。

(相庭議長)

第29期社会教育委員会議の議長ということでご指名いただきました。

私は新潟市の中央公民館の公民館運営審議会議長をまとめて、都合により副議長であります雲尾周先生に替わっていただいて以来、市及び県の会議からは、自分の仕事の関係の忙しさゆえにかかわっていなかったのですが、今回はお引き受けすることになりました。また、議長という職務も、社会教育委員の会で、多分僕の知っている会の中では、政令指定都市の中で最も活躍している委員会と承知しておりますので、おそらく人使いの荒い委員会になるであろうことは想像に難くないわけでございますが、本来、議長が謝るべきかどうかは分かりませんが、皆さんのご協力をお願いし、もしかすると、何度か手弁当でお集まりいただくことになるかもしれませんが、どうかよろしくご協力をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(雲尾副議長)

副議長に選出していただきました雲尾でございます。相庭委員長から中央公民館の審議会を譲られて、相庭委員長はたしか6年やって、たくさんしたので代わりに推薦しておいたよ、ということで替ったのですけれども、私はそれ以来、十数年、誰も譲る相手がいないという状況で続けております。今のふれあいスクールを最初に検討していました学校週5日制協議会の議長をしたり、いろいろなところでいろいろなことをやっておりますので、副議長として議長をサポートしていこうと思います。2年間どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

ここからは、相庭議長に進行をお願いします。

(相庭議長)

それでは、お手元にあります次第に即しまして、協議事項を進めてまいりたいと思います。協議 事項の1. 第29期新潟市社会教育委員会議の議題についてということで、事務局から説明があるよ うですので、よろしくお願いいたします。

(生涯学習課長)

資料1と2について一緒に説明させていただき、1と2が終わりましたら、いったん切らせていただきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。

まず、資料1につきましては、社会教育委員会議がこれまでどういった議題について議論をしていただいて、建議等、答申等をいただいてきたかという経過でございます。昭和63年以前もあるのですが、63年以降のものをここに示させていただきました。(資料説明―中略―)このように時代に合った課題について、それぞれご提言をいただいているという社会教育委員会議の流れでございます。では、第29期をどうしていくのかということで、ご提案をさせていただきたいと思います。資料2に移らせてください。

今期の議題として、「家庭・地域の教育力の向上について」とさせていただきました。家庭や地域の教育力の実態を明らかにして、地域の教育力を向上させていくための仕組づくりと、その連携の方策について建議をいただきたいというものです。過去にも家庭の教育力、地域の教育力ということについてはいろいろな分野で、例えば国や多くの自治体で議論がされております。ただ、新潟市の社会教育委員会議において具体的な内容を調査したり、建議をしたりということがありませんでしたので、このたび第29期のテーマに選ばせていただきました。

資料中、四角枠の中に「家庭の教育力」と「地域の教育力」に関する解説を、文科省の生涯学習 審議会の報告、調査の文言から抜き出して記載しました。

国の動きですが、言うまでもないのですが、平成 18 年に改正された教育基本法の中で家庭教育に関する条文が新設されています。第 10 条において家庭教育の必要性について、国や地方公共団体の責務を、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供という形で必要な施策を講じなければいけないとうたっております。

平成 20 年の社会教育法の改正では、学校、家庭、地域の連携協力という言い方で、第3条の3項にうたわれています。

平成20年7月の教育振興基本計画では、社会全体で子どもを育てていくことの必要性から家庭の教育力を高め、地域全体で子どもを育むことができる仕組づくりが重要だとしています。

今年4月、本市は「新潟市の教育ビジョン後期実施計画」を策定いたしました。お手元の緑の冊子の43ページ「家庭教育の充実と子育て支援」という基本施策をご覧ください。

「(1) 家庭教育充実の支援」とありまして、家庭の教育力の向上に向けて学校と家庭の連携推進、地域と家庭の連携、家庭教育に関する不安や疑問などに対応する学習機会や相談体制の充実とあります。この下に施策を構成する事業があり、次の 44 ページに、「家庭と地域の教育力調査・研究事業」と載せてあります。家庭、地域の教育力向上を図るため、家庭や地域、NPO、企業と、それらが持っている教育活動の実態と意向、民間企業の連携をはじめ、ニーズにこたえる施策を研究し、実施していくというものでございます。

教育ビジョンの概要版を開いていただくと、ちょうど真ん中のページに5つの学びの扉を示してあります。その一つに、「生涯の学びを通じて学び育つ活動を支援し、家庭・地域の教育力を高める」というものがあります。そういうことからも、今期の社会教育委員会議の大きなテーマにさせていただきたいと考えております。

もう一点、第28期の社会教育委員会議の皆様から作成いただきました『新潟市生涯学習推進基本計画』においても、家庭教育、青少年の育成に力を入れた学習が必要だとご提言いただいているところです。

また、先ほど雲尾委員から公民館の運営審議会の代表委員会議で、21年度に提言をいただきました。15ページにわたる冊子で『地域の教育力向上のための公民館の役割について』と題されており

ます。子どもの現状と問題点、それを支える大人側の課題、それから、指針となる取組をどうするか、公民館の役割はどうするかといったものが記されていると思います。それらを踏まえまして、今期のテーマであります家庭・地域の教育力の向上について、ご審議いただきたいということです。審議の方法については、一つは実態調査を踏まえたいというのがあります。実態調査をどういうふうに組み立てていくかにつきましては、「家庭を支える地域の教育力の実態と課題」といった視点に絞ったらいいのではないかと考えております。家庭教育そのものではなくて、家庭を支えている地域の教育力の実態とはどうなのだろうか、または、その課題は何なのだろうかということで、地域の教育力を向上させていくことが、家庭の教育力の向上につながっていくのではないかと考えたいと思っております。この辺については、各委員の皆様方のご意見をいただきたいと思います。

(相庭議長)

生涯学習課長から説明がありました点は2点でございます。1点目は、質問があればという話ですが、資料1で、新潟市社会教育委員会議について昭和63年7月よりの経緯です。2点目は、今期の社会教育委員会議の最大のテーマとなる「家庭と地域の教育力向上について」、実態調査を行いたいという点です。「地域の教育力」と「家庭の教育力」という2つの枠組みをとった上で、家庭の教育力の向上の外的、サポート的要因というのは、地域の教育力にかかわると押さえ、地域の教育力の実態調査を行いたいという、あまり確信はないのだそうですけれども、そういう方向性、そういうご提案が出されました。

資料につきまして、資料4を見ていただきますと、ここから先は私の独断かもしれませんが、地域の教育力と家庭の教育力という枠組みが決まっていて、地域の教育力を大きく3つの柱に分けて、環境、成人の活動、子ども自身の活動と、家庭の教育力を保護者、子ども、親族関係という親子のかかわりといったらいいのでしょうか、保護者と子どもの関係ということでおさえ、そして、特に地域の教育力にウエイトをおいた調査研究を展開して、地域の教育力の現実的、実体的な把握をしたいというのが、多分、事務局の提案ではないかと理解いたしました。

そのうえで、どんな意見がもらいたいかということに対しては、よく分からなかったのですけれども、議長として勝手に整理させていただきますと、今の事務局のようなとらえ方で、果たして地域の教育力と家庭の教育力の関係はいいのでしょうかということを社会教育委員の先生方からご意見、ご批判、あるいは賛同の声をいただきたいというのが教育委員会の方の方向でございます。もし、それがもらえれば、具体的な調査項目の検討委員会を作りたいというのが、事務局のご希望だそうでございます。さて、ここから先は、社会教育委員の方で審議してくれという話ですよね。

(生涯学習課長)

そのとおりでございます。

(相庭議長)

という話でございまして、いくつか詰めていきたいと思うのですが、いかがですかと言われても、なかなか答えようがないのだろうと思われます。私も困ります。それで、若干フリートークということで、問題の意識を共有化するという意味で、今、事務局から出された提案につきまして、どんなことでもいいのでご質問等をまず受けて、それと同時にご意見等を聞かせていただいて、方向性を見いだしてくればいいと思います。

ということで、まず、突然出されたのですが、どんなことでも結構でございますので、このような問題の立て方も含めて、家庭教育と地域の教育力と分けたという立て方も含めて、ご意見等をいただければと思います。いかがでしょうか。

(雲尾委員)

ご紹介していただいたので、さらに紹介いたします。この公民館の提言ですが、1ページに「はじめに」がございます。その中の3段落目、「本代表委員会議は提言テーマ設定にあたり、当初8つのテーマが挙がり、審議の中で3つに絞られました。さらに審議を進め、〜」と続き、3つとは、「地域の教育力向上のための公民館の役割」というものと、「家庭の教育力向上のための公民館の役割」そして「人づくり・まちづくりのための公民館の役割」という3つが残ったのですが、この中で一

番広いのは、「地域の教育力向上のための公民館の役割」が一番広いだろうということで、これを議論する中で家庭のことや、人づくりやまちづくりを含めてやっていこうということで、公民館運営審議会では、「地域の教育力向上のための公民館の役割」というふうにしたというわけです。つまり、いろいろ挙げると焦点もぶれるので広くしておいた方がいいということで進めたわけです。先ほどの玉木課長のご提案ですと、家庭と地域の教育力の向上についてという2本柱は立つけれども、実際は地域の教育力をやるのだということになるという点で言うと、家庭の方はそれでどの程度カバーできるのかなというのが心配かなというのが、この流れからいくと考えられると思います。以上、最初の発言とします。

(相庭議長)

雲尾委員の発言ですと、地域の教育力の実態を調査したとしても、それが具体的に家庭の教育力のサポートになっているかどうかというのは、実態把握としては難しいのではないかという趣旨のご発言だったかと思います。ほかに、いかがでしょうか。

(新藤委員)

一つ質問です。社会教育委員として「家庭の教育力」というものを挙げた場合、私のイメージとしては、豊かな生活をするための「教育力」なのか、基本的に、理想的な家庭というものを築くための最低限度のレベルに持ち上げるためのものなのか、その点がこれを見ただけだとよく分からない。例えば、子育て放棄や家庭内暴力をさせないために持ち上げる家庭の教育力なのか、それとも普通の生活を送っている中で、もう少し文化的なものを楽しめるような家庭を築くのが目的なのか。

(相庭議長)

ただいまの新藤委員の質問ですが、豊かな生活をつくるための能力、つまり家庭生活の文化的水準を上げていくのか、それとも子育て・育児・道徳・倫理観について崩壊しているとか、子どもたちの自立性がないとか、それからもうちょっと言うと、ここまで踏み込んでいいか分かりませんが、親たちの倫理観が崩壊している可能性も高いと、そういう中で普通の生活ができるような教育を目指しているのか、どちらなのかというご質問だというふうにとってよろしいでしょうか。

事務局は、いかがでしょうか。

(生涯学習課長)

非常に難しい問題です。家庭そのものの中に行政が入り込むということなので。基本は、家庭教育は親がするもの、それに、行政や社会教育委員会議が、ああしろ、こうしろというものではないという前提が必要です。地域全体でカバーすることによってその家庭が変わっていくとか、そういうことではないかなと思います。

(相庭議長)

行政側からだと大変苦しい答弁になるかと思います。平成 18 年の教育基本法の改正で、第 10 条の家庭の教育を新設するときの議論が、家族というのは私的領域ということで、近代日本国憲法においては、私的領域の教育に関しては宗教と同じで、公的権力が入ることに対しては基本的人権の尊重、保障に抵触する可能性があるというので、極めて厳しい議論がありました。その結果、家庭教育に関する規定については、あくまでも学習機会の情報提供であると、それを学ぶか学ばないかは、保護者の判断責任における、ということになります。

つまり、家庭で行われる教育が、直接子どもたちに及ぼす影響というのは何かというと、親権、 つまり親の権利に属するというのが、私たちが住んでいる国の基本でございますので、それを行政 権が踏み込むというのはかなり難しいわけでございます。伊藤委員も、人権委員会で十分議論され ていると思いますが、家庭内のドメスティックバイオレンスや、その扱い方も非常に難しくて、そ れが果たして教育なのか暴力なのかという大変厳しい判断を迫られる可能性があります。そのため にそこの部分、つまり親子の関係というのが、行政が入りにくい部分というふうにありまして、そ れが逆に個人のプライバシーを保護するという形になっている。個人という中に家族が入っていて、 親と子がいるという構造になっていますので、そこに入り込むというのは難しいというのが、生涯 学習課長のお答えではなかったかと思います。ということで、家庭教育が普通の生活なのか、豊か な生活なのかと聞かれても、それは家族の水準及び豊かさ及び個人の判断にかかわるので、そこから先は行政としては答えられないというのが、ぎりぎりいっぱいの答えではなかったかと理解します。ほかに、ございませんでしょうか。

(南委員)

今のお話を伺っていると、介入できない家庭の教育力のために、地域の教育力というのはどこまでを目指すのかというのが分からないというか、難しい、ということにぶち当たるのですが。例えば、朝ごはんを食べさせないで学校に出す家や、隣近所にご迷惑をかけないように、最低限のしつけをするみたいなことも、家庭の教育力なのかなと漠然と思いましたが、そうではないことなのか、どうなのか、もう少し分かりやすくイメージできるものだとありがたいと思います。

(生涯学習課長)

「家庭の教育力」と「地域の教育力」については、もう少し会議の中で話し合う作業が必要かと思います。

(相庭議長)

おそらく事務局は、この会議でその具体的なイメージを作ってくれという、表現しにくい注文だろうと理解しますが。

(雲尾委員)

法改正や教育ビジョンから2面的に話を作っていくのか、それとも現実として事例がたくさん、こんなふうに数値が悪化していて、こうしたいとか、あるいは政令市になって、地域というものがうまくまとまらなくなってきているから取組みたいとか、そういうところで話をするときに、実態論を話していただきたいということになるのではないですか。皆さんが日頃お感じになっている家庭教育や地域の教育力について、ここ数年どう感じているかということを出すことが最初としてはいいのではないですか。

(貝瀬次長)

まったくそのとおりだと思います。「地域の教育力」とか「家庭の教育力」というのは、私も含めて、多分それぞれでイメージが違うと思うのです。先ほど議長がおっしゃったように、ある程度のイメージを議論していただくことが一つ、それから、それらの実態はどうなのか、それは先ほども話がありましたように、これから調査をどういうふうにしていくかという議論につながると思うのですが、実態はどういう状況になっているのか、そういった中で地域の教育力というのは何なのか、どういう取組をすべきなのか、そういう議論につなげていくと、今、雲尾委員のおっしゃったことと基本的には同じような気がしますが、いかがでしょうか。

(相庭議長)

では、先ほど雲尾委員から助け船が若干出た、家庭教育のイメージというのでしょうか、その辺のところについて少しご経験、活動等を通して感じられることなど出していただいて、それを元に家庭教育の実際像みたいなものを議論してみたいと思うのですが。なかなか踏み込みにくいところがございまして、個人的な話ならいくらでもできるのでございますが、一般論というのはなかなか難しいところがございますが、いかがでしょうか。

学校現場の先生方がいらっしゃいますが、先ほど南委員から朝ごはんを食べてこないとか、隣近所に迷惑をかけてという話が、例えばということで出てきたわけでございますが、実際問題として、私の見ている範囲では、例えば、隣の人に挨拶しましょうとか、朝ごはんを食べてきましょうというのは、家庭教育という分野というよりも、学校で指導してほしいというPTAの方々が、私はPTA会長を長くやったのですけれども、現実問題として結構多いです。その辺、いかがですか。藤澤委員、中学校の方ではいかがでしょうか。

(藤澤委員)

その前に。先ほどから出ているように、私もこのテーマを見たときに、家庭とか地域というものの定義をしっかりしておかないと、なかなか先へ進まないだろうという思いを最初に持ちました。じゃあ、それをどうするかというと面倒なのですが。もう一つ、先ほど生涯学習課長から、家庭を

支える地域の教育力の実態に焦点化したらどうかという提案がありましたが、私も家庭と地域の教育力の向上という一般論のテーマでやっていったら、非常に焦点が絞りにくくなると思うのです。 とすると、どっちかに焦点化するのであれば、やはり家庭を支える地域の教育力という方向性がいいのではないかなと思っております。

3点目として、実は、行政と家庭の関係と同じように、学校と家庭の関係も非常に難しいけれども、よりシビアな現実で、子どもをよくするためには、親というか、家庭の方に働きかけなければならない場面というのが、ほとんどすべてだというところが現実です。そういう流れの中で、今、家庭の様子を見ていると、これは自分の子育てでも思うことなのですが、昔であれば、昔というのは戦後の30年代くらいまでの昔であったら、多分家庭だけで、子どもについてかなり強い教育力を発揮できた時代だと思います。それが戦後の大きな流れの中、また、世界全体の情報化とかいろいろな流れの中で、家庭でいくら言ってもだめな時代が、現実的には昭和の終わり頃から出てきております。

一例を挙げさせていただきます。中学の立場からすると、学校の登下校などは完全に子どもの力でやってもらわなければ、親から送ってもらってはどうにもならないのですが、昭和の末年頃から、当時、私は西蒲の吉田で勤めていたのですが、学校まで迎えに来る、女の子の場合、部活が終わってだいたい夕方7時近くです。学校まで迎えに来るという親が、かなり増えてきました。それまではほとんどなかったと思うのですが、女の子がどんなに遅くなっても、自分で自転車なり汽車なりに乗って帰るという流れだったのが、そういうのが見え始めました。それが、例えば今は送り迎えが日常的、そんなに遠くではないと思うところでも、雨の日になれば、自転車通学の子の2割くらいは親から送ってもらう、そういうふうに結局、子どもの力を伸ばしていく、育てていくということを家庭も多分やりたいのだろうと思うのですが、これは地域というとちょっと違うのですけれども、周り全体がそうだから、なかなか子どもの言うことを聞かざるを得ない。似たような例として、小中学生の段階で携帯電話を預けるかどうかという問題もあると思います。

そういうふうに家庭を支える地域、広く言って社会全体という意味合いもありますし、もっと焦点化して、家庭が含まれる地域社会、一般論的に言う地域コミュニティ、その両方からだと思います。今、我々が学校のレベルで、それこそ市の方針の中でもやっていますが、学校としては、とにかく地域コミュニティとどのように一緒になって、子どもや家庭を育てるか、といったら大変大げさになりますが、家庭と一緒になって子育てをやっていけるかというのが、学校、特に中学校としてはあります。家庭を支える地域というのは非常に幅が広いので、どこに焦点化を持っていくかではないかなというのが、私の話です。それ以外にも何かあるかもしれませんが、そういうことで考えさせてください。

(相庭議長)

小学校の方はいかがでしょうか。

(真柄委員)

今、生活習慣ということのお話でしたが、私は教育基本法の第 10 条にあるように家庭教育について、第一は家庭だと思っています。第 10 条には3項目が掲げられていて、基本的生活習慣、自主性の育成、健康体力というのが述べられ、それをまず家庭がやるべきではないかということです。それを支えるということで、新潟市の場合は「学・社・民」とそれぞれあって、学校ということでは、生活習慣について、学校でアンケートを取ってみると、家庭だけではなくそれを習慣化するには、学校と家庭と協力しないととてもできない。第一には家庭なのですが、実態調査をしてみると、非常に遅くまで起きているという実態があります。学校での子どもたちの活動にも影響してくるとなると、学校が家庭に協力を依頼する。ここでは、学校と連携をしていただく必要があろうし、また、子どもたちの規範意識となると、地域の方、コミュニティ協議会や地域団体の方が子どもたちの様子を見て声をかける、要するに支え合うということです。それから、母親自身とか父親の方で悩んでいるという問題については、公民館や行政サイド、社会教育行政の方が家庭教育学級で支援しているというのがあるかと思うのです。法に照らした柱立ての3つをどう把握しているのか、何が自

主性であるのかとか、何が基本的生活習慣なのかという視点を絞って調べてみて、その支援の現状はどうなっているのかということを見ていくということも、一つの方法かと思います。

私が皆さんと共通理解したいと思うのは、提言の中で何を出していくのか。先ほどの雲尾委員の方で出された公民館の方では、「地域の教育力向上のための公民館の役割」とはっきりと公民館はどうするのかということで提言していますよね。私たちも家庭と地域の教育力を向上するために、社会教育行政がどうあればいいのかと提言していくのか、または、もっと広げて、地域までのことを言うならば、生涯学習的な感じで述べていくのか、この辺をはっきりしておくことと、先を見通して調査をしていく方が効率的だと思っております。

(相庭議長)

小学校、中学校の両方の先生からご意見をいただきました。ほかにいかがでしょうか。藤澤委員から出た中学校での問題、及び真柄委員から教育基本法の第10条の基本的な枠組みの中で、特に社会教育にウエイトをおいて提案するのか、それとも生涯学習というところで提案していくのかという議論をするのも、私は学者としては大変おもしろい問題定義であったのですが、時間が迫られていますので、なるべく多くの委員の方からご意見等をお伺いできたらと思っております。ほかにいかがでしょうか。

(伊藤委員)

私も「家庭の教育力」という解釈を、自分なりにあれこれ、経験を元にしながら考えてきたのですが、今、中学校の評議委員などもしているので、先生方のご苦労というのを見ていますし、先生方が非常に頑張って教育や地域へのまなざしを向けながら活動しているのを、常に見ているところで感じるのは、家庭教育の外注というか、うちでのしつけを含めて、小さい頃で言うと保育園や幼稚園にトイレットトレーニングなども求める。昔は親自身が当たり前にしていたことなどが、当たり前が当たり前ではない時代というものなのか、ものの価値の考え方が、経済的な評価によって、命や形のないものが大切なのですけれども、ついお金や経済的なもので、ものが買える、買えないとか、家庭の幸せの度合いを計る物差しがだいぶ昔とは違ってきているので、同じもので当てはめて考えることはできない時代だと、実際に親の世代もどんどん変わってきますので、実感しているところです。まず、家庭の教育力ということを自分なりに考えたときに、よく言われるのは、知・徳・体と3つのポイントについて考えてみると、知というのは、家での学習面の支援、中学校になれば親は子どもの勉強になかなか追いつかないくらいになっていきますが。徳ということでは、命の教育というのでしょうか、愛を注いで育てることで、自分自身も命を紡いで愛を注げる親たちになっていくという、それがおうちにおける大事な教育力ではないかなと、個人的には考えているのです。

あとは、私自身もマラソンを数年やっているのですが、体。口先でばかり子どもに運動しなさいとか、健康にいいから、体重に気をつけろというのではなく、やはり親御さんもおじいさん、おばあさんも含めて、学校を出た後でも、生涯発達ということでもあるので、その年齢なりの頑張りやいろいろな内外の人々と、ランニングでしたら、出会いなどもあったりして、人には迷惑をかけないものなので、自分で目標を設けて満足したり、子どもの応援をしていた親が励まされるという経験で、いい思い出づくりにそれを重ねているところなのです。そういうふうに家庭の力というのは、自分なりにどんなことができるかなと思いつつ、反省しきりで終わりつつある段階なのですけれども、子どもが成長するのを邪魔しないのが、一番大事な親の役割だという反省が一つあったのですけれども、地域の教育力という場合、私自身は環境が豊かなところに平成元年から住んだために、子どものおかげでいろいろな出会いがありまして、子どもの母校の小学校で19年くらい絵本の読み聞かせの活動をやったり、また、北区に図書館がなかったところに新設されるということで、地域のボランティアということで、図書館の中のボランティアなどもしたり、コツコツと一つずつ活動しているのですが、そういうボランティアをやっていると、大事なのは担い手を紡いでいくということが、とても大切な課題だと思っています。だから、おうちの中の教育力という場合、今大事なのは、親御さんが不安で、どう育てていいのかという相談の場所や機会とかがないので、まじめで

一生懸命なほど、なかなかうまく子どもへきちんとした愛情の届け方ができないという、実際にそういうご相談を受けたり、たまたまこういうボランティアをさせていただくようになって、もちろんDVのご相談も実際にあったのですが、その中で感じたのは、大事なのはリアリティだなと思いました。こういうふうに地域というふうに塊でとらえると、いい面と危ない面というか、個々に応じた対応ということを忘れがちにならなければいいがなという場面もあるので、いろいろな人に当てはまる家庭における教育力を伝えられる、また、不安をはき出せるような場所づくりということも大切なのかなと、私のイメージでは、ここ最近、頭の中ではまとめとして感じているところなのです。「ぼやける場所」というか、先生方が一生懸命お仕事をされていますが、先生方ご自身も生身の子どもと向き合ったり、生活者である、また、地域へ帰って、地域でのボランティアに励んだりとか、そういうことも大事なので、先生方が忙しすぎるということも非常に心配して、改善しなければいけないと、地域の一人としてはその部分も応援したいと考えています。地域の教育力ということの皆さんのイメージを出し合うというのは、大事だと思いながら、私のイメージをお話ししました。

(相庭議長)

ありがとうございました。ほかに、いかがでしょうか。ただいま人権擁護委員の伊藤委員の方からは、具体的に家族をとらえていくということが大事だというお話だったと思います。私もその点は、ものすごく賛成で、家族というと、お父さんがいて、お母さんがいて、兄弟がいるというのが基本的にノーマルな家族だ、というふうにはおけないというのが私の実感です。お父さんしかいない、お母さんしかいない、あるいは非婚姻形態をとった家族もありますし、あるいはおじいさん、おばあさんだけに育てられているという家族もいます。そういうものをトータルに家庭というふうにとらえてしまうと、私たちの中にある、いわゆるモデル化された家族像が前に出てきて、そこにある教育力みたいなものが理想化されて、そこから距離が離れているのは、だめな家族みたいなレッテルが貼られるという、それではまずいのではないかなと思います。先ほどお話しになった点、特に伊藤さんの点については、私もそうかなと思いました。

(中村委員)

タイムスケジュールを見ると、2年間調査して、そのあとに施策を展開するということになっています。調査は、その後、どう活かしていくのかというための調査ということになると思うので、先ほど真柄委員からあったように、確かに家庭とか地域というイメージというのも大事なのだけれども、人によって結構幅広いですし、ある程度焦点をつけていかないと、具体的な施策に結びついていかないのではないかなという気がしています。そうしたときに、例えば、情報を提供する機会をどういうふうにやっていくかといったときに、市民がどういうニーズを求めているのか、そのニーズと実態とがどう食い違っているのかとか、あるいは市民だけではなくて、ネット上のいじめで、家庭教育においてはマナーをしっかり決め、フィルタリングをかけることが有効と打ち出されているけれども、それが本当に伝わっているのかという社会の要請というか、現代の社会背景から求めていく家庭教育の中身というのもあると思うので、そういう洗い出しが必要なのかなという気がしています。今、問題になっていることが何なのか。それから、例えば、公民館などでやられているいろな機会の提供が、実際に十分働いているのかどうか。施策に結びつくためには、どういうことがはっきりすればいいのかということの視点も大事かと思います。

(相庭議長)

中村委員からのご発言では、実際として社会的背景というのをしっかり押えたうえでの調査でないと、意味がないのではないかということでございます。

社会教育の論議というところで、必要課題というふうに翻訳されます。それで、具体的な親たちのニーズであるとか、そういうものが果たして本当に行政が手をさしのべようとしていることと一致しているかどうかというのがないと、意味がないというのと、それからもう一つは、学習というものを展開していく以上、市民の中に地域の教育力が崩壊している、家庭の崩壊というか、弱くなっているという問題点があるのだから、そこに手が届くような施策を展開していく必要があるので

はないかというご指摘ではないかと思います。そういう意味においては、公民館の講座と実態とが合っているかどうかというのも、調べていく価値があるものではないかというご指摘ではなかったかと思います。ほかに、いかがでしょうか。

(西田委員)

伊藤委員が言われた、悩みを共感できるような場所づくり、非常に共感するのですけれども、地域の教育力というものは私もイメージがつかないのですが、僕自身が調べたいもの、調査したいと思うものとして、私は民間事業者ですので、どこに手をさしのべるべき人がいて、それはどういう人なのかというのを具体的に決めていきたいと思います。伊藤委員の話を聞いて、まさに学校の先生が、地域で悩みを話したりできたらすごくいいと思いますし、もしかしたら家庭で居場所がない子どももいると思うので、本当は対象を絞らないというのが行政の立場であると思うのですが、いろいろな対象者がもちろんいると思うので、そこの視点でとして、場所、地域の中のコミュニティづくりといいますか、そういう居場所を持てるような場所というのが、おそらく新潟市には公民館も含めて民間の店、駄菓子屋みたいなところも含めていっぱいあると思うのですが、そういうようなものを調査したいと個人的に思いました。

(相庭議長)

ありがとうございました。そういうご発言が出されますと、議長としては非常に助かるわけでございます。明解に居場所を調べるというご意見でございます。伊藤委員、あるいは中村委員の方から出された社会的背景、ニーズというのは、要するにいろいろと悩みや希望を掲げている人たち、あるいは遊びたいとか、結びつきたいという人たちが必ずいるはずなので、ターゲットを絞って居場所がどこにあるのかを調べたら、はっきりするのではないかというご発言でございました。ほかに、いかがでしょうか。

(笠原委員)

今の話に関連するのですが、地域の教育力向上と言われましたときに、それぞれのところで取り組んだ経緯があると思うのです。自治会であったり、PTAであったり、あるいは公民館であったり、それぞれで取り組んで、何らかの形で活動はしてきたと思うのです。ただ、どこでどんなことがやられていて、それぞれのところが何を求めているのか、活躍の場を求めているのか、人を求めているのか、求めているものであったり、PRしたいもの、それぞれの実態というのがなかなか分かりにくい状況にあるのではないかと思うのです。ですから、そういうところを調べていって、つなげていくところから何かが出てくると思うのです。

教育力の向上を言われた一番の元には、規範意識の欠如というのがあると思うのです。人と人と のつながりの中から規範意識というのが生まれてくるものだと思いますので、まず、どこでどんな 活動があってという実態から、何に困って、何を求めているのかということを調べていくことによって、それらをセクションを越えてつないでいくような、まさに社会教育とか生涯学習がそういうものを越えたところで、福祉もみんな含めてつなげていくことを考えていくと、全体のモラルが上がることにもつながっていくのかなと私は考えます。ですから、調査のときにも、そういう実態調査をやってほしいなと思います。

(相庭議長)

地域の教育力の実態調査というのは、実際問題、今までいろいろな活動をしてきましたから、新 潟市はたくさんあります。それを実際にどんなことがやられているか、どのくらい成果が上がって いるかということですよね。それから、そこで活躍している人たちが、何を求めているかというこ とです。そうすると、その実態が浮き彫りになれば、全体的な市民の運用としてつなげていくとい う方向性が出るような調査をするということですね。

(笠原委員)

NPOというのはそんなに知られていなかったのですが、それを言われるようになってから、地域のコミュニティづくりのようなものが言われ、NPOもかなり広く一般に知られるようになりましたし、数も増えたと思うのです。ただ、そのあたりの経過を踏まえて、実績と情報がほしいなと

思います。

(西田委員)

その調査をすることで、何か活動自身がよくなる、とか、何のためにやっているのですかと聞かれたときに、そう言えば、年中行事だからやっているみたいな活動が、意外にあったりすることにも気づくとか。

(笠原委員)

自分たちの洗い出しにもなると思うのです。

(相庭議長)

活動の持っている自己教育の力というのが自覚化していく、そういうネットワークですね。

(伊藤委員)

キャリア教育というか、例えば、高等学校など、就職するときの働く意義とか、そういうものに リアリティーがないがために、ご指導の先生方は一生懸命だけれども、当事者が離職してしまった りしている。生きるための術ではあるのだけれども、生きる力というか、地域でも、家庭でも一生 懸命なさっているのでしょうが、なかなか伝えにくい。そういうところが、今現在そうかな、とい うのをだいぶお見受けする。私は個人的に養護施設へ本の読み聞かせに行っていて、いろいろな事 情があって、一生懸命自分たちで育ち、また、期限があってそこで生活して、社会へ出て生きてい くという生身の方たちに触れながら、胸を借りて楽しむ時間をプレゼントさせていただいていると きに、やはり学ぶ意味というのはあるなと思っています。というのは、ある期間、勉強を頑張ると か、スポーツを頑張るということが自分の自信になります。そして、学力偏重社会ではないですが、 ある期間、勉強を頑張ったねということで認められて採用されたりとか、そういうこともあるので、 学ぶ意味ということを感じやすい環境というのも大事かと思います。離職するのは簡単ですが、そ れから再チャレンジするのは可能であっても、かなりエネルギーもいりますし、各個人で頑張らな ければいけない、また、それを支えるご家庭の負担が非常に大きくなったりしている。そういうキ ャリア教育とか、そういうものも学校現場だけでは大変だと思うので、地域を含めて生き生きと生 きている、西田委員の活動を私は宣伝しているのかもしれませけれども、生きる力を地域や家庭を 含めて見せるような社会になるような工夫というのが、教育力というものの中に入ればいいなと思 いながら、今日は来たところです。

(相庭議長)

確かに学校教育と社会教育の連携をとっていくときに、僕自身も社会教育をずっと追っていきますと、社会教育から見る学校教育というのは、残念なことに連携と言っても、人の連携をしようということはあるのですけれども、何を連携するかというのはないのです。最近、学校の総合学習とかがあって、小学校の場合ですが、地域の名人であるとか、中学の場合はちょっと違っているのですが、本当は小学校より中学校の方が、総合でいろいろなビジョンを広げて、地域を広げていかなければいけないのです。そこがうまくいっていないのです。だから、最近はやめろ、やめろの大合唱で、そういう状態になっているのです。職業というものは、最近はキャリア教育といってやっているのですが、基本は働くということは人間にとってどういうことなのか、大人になるということと働くということとどう関係しているのか、責任を持つということはどういうことなのかという議論が深められていないというのが実際あるのです。先ほどご指摘があったように、生活力をつける地域の教育力といったり、倫理観といっても、私たちは働いて生活するために地域があるわけですから、そこのところがきちっと決まっていなければ、倫理観を押しつけられたって、倫理観では飯は食えませんから、そこに行き着くのです。だから、そのご発言は大変おもしろい発言だと思います。ほかに、いかがでしょうか。

(川上委員)

私は、家庭の教育力といった場合、子どもを抜きには考えられないと思うので、まず、子どもの 生活環境が、先程、真柄委員がおっしゃったように、夜型になっているとか、生活環境の実態がこ うなのだということを私たち周りの大人が知ることが、まずは大事なのではないかと思います。子 どもが育っている過程において、どういう時期にどういうことが大事であるとか、そういったことを私たち子育てをしている大人が、上から順番に教えられてこなかったのではないのかなというような感じを受けるのです。今、私は現場に入っていますが、実際にいろいろな方々とボランティアで顔を合わせることがあります。そうしたときには保護者もいらっしゃって、おばあちゃんもいらっしゃったりします。そこでいろいろな話が出てきて、そこで保護者の方におばあちゃんが、これはこうなんじゃないのかねという話しかけをすることによって、その親御さんが、なるほどそうだったのですねというような、実際にそうやって保護者がどんどん変わっていかれるケースが目の前にあるので、私たち子どもを取り囲む大人の側が、子どもたちを育てていくためには何が本当は大事なのかというところをもう一回、知るべき大事なことではないかなと思います。

ITとかいろいろ動いていますけれども、実際にそれは子どもたちにどういう影響を与えているのか。2、3年前でしょうか、県の方で黒川先生を招いて講演会があったと思うのですが、それを見て、知らないというのはこういうことだったのだなというようなこともあるので、そういうことを知らせるというのも大事な視点かなと思います。

(相庭議長)

そうすると、生活環境というのをどういうふうにとらえるかということが非常に大事だということですね、具体的な調査として。その方向性を持っていくということだと思います。ほかに、いかがでしょうか。

(新藤委員)

青少年の育成協議会で活動方針に迷ったときに、小学校3年生の子どもと、その保護者を対象にした生活習慣のアンケート調査で、朝食を食べますかとか、偏食がありますかとか、何時に起きますか、何時に寝ますか、テレビは何時間見ますかという調査をしたときに、子どもが例えば夜10時に寝る、それを保護者がどう思っているかというアンケートも一緒にとりました。そのときに我々は想像していなかったのですが、9時に寝るという子どもが何パーセントいる、その保護者は9時に寝ることが早いと思うか、遅いと思うか。「早い」「普通」「遅い」は、だいたい3分の1くらいずつでした。ところが10時に寝る子どもの保護者が、それを早いと思うか、遅いと思うかということについては、10時に寝る子どもも3分の1くらいずつなのです。11時まで起きているという子どもの親も、おそろしいことに「早い」「普通」「遅い」というのが3分の1くらいずつで、ほとんど比率は変わっていないのです。ということは、実際に家庭の中では、学校では子どもが早く寝ないで困っていると言っても、家庭の親が11時は普通と思ってしまえば、子どもは11時まで起きていて、その家庭では当たり前という状態になりますので、それは家庭の教育力の問題だと思うのです。その家庭では、親が11時まで子どもは起きているものだという生活習慣の実態を、親、そして、そのまたおじいちゃん、おばあちゃん、そういったものも含めてとっていくというのも大事ではないかなと思うのです。

私が心配しているのは、2、500 人、20 歳以上の方を抽出ということですが、その人たちが実際に子育てをしている家庭で、とんでもないところが相当な量を含まれた場合、データとしてどこまで信頼性があるのかなと、実は私どもの育成協議会でとったアンケート調査は、新潟市内のすべての小学校の3年生、5クラスある小学校も1クラスしかない小学校も、とにかく3年生の1クラスにお願いして調査をしたのです。ランダムにとった場合、我々が望むターゲットに当たる2、500人なのか、2、500人の中の本当に調査したい家庭が、実際には300軒くらいしかなかった場合、信頼性が出るのかなという、その辺に不安があります。

(相庭議長)

ありがとうございます。前半のお話は大変興味深い話で、親の認識と子どもたちの自己認識との ズレというか、相違というか、それはものすごく大事で、子どもたちが持っている社会像というか、 自己実現像と、親が持っている自己実現像が乖離しているというのは、最近やっと注目され始めて きているのです。アメリカでは早くから結構注目されていたという情報は、研究論文ではなくて雑 誌で見たことがあるのですけれども、日本ではなかなかその辺について、議論が違っているという ところまできているのですけれども、そこから先にきていないのです。

なぜそんなことを言ったかというと、家庭教育の話でドメスティックバイオレンスの問題にしたときに、育児放棄をされていた子どもたちが家族を持ったときに、その子どもというのは暴力に耐える可能性が高いというデータがあるのです。それはどこまで信用できるか分からないのですけれども、そんなに簡単なものだとは思っていませんので。ただ、自分が育てられているときに、暴力的な行為が子育てだと受け継いできた子どもたちが、親になった時の暴力をふるう率というのは低くないというふうには指摘されているのです。ただ、その継承性は分からないのです。それと同じように、遅くまで起きている子どもたちが、早く寝るとか、自分は遅くまで起きている、それを早いと思うか、遅いと思うかということでずれているということは、親たちが持っている考え方が、子どもたちの考え方に影響を及ぼさないということなのです。そのずれというのは。だから、その指摘というのは、家庭教育の中で調査の対象になるかどうかは別にして、大変大事な指摘なのだろうなと思います。ただ、今回の調査でそこまで踏み込めるかどうかというご心配が、資料3の全域2、500人調査だと理解するのですが、ご心配が新藤委員の方から出されていますので、資料3、資料4について説明をしていただきまして、若干あとで少し総括なり、ワーキンググループなりを作っていかなければならないと思います。

以上のところで、一応全体に委員のお考えになった話を出していただきました。それを元に今度は調査をするという提案が事務局の方からあるようですが。

では、3と4の資料の説明をお願いできますか。

(原係長)

(資料3、4説明)

(相庭議長)

先ほどのご発言、ご提案等を、僕のメモを、資料4の方に調査項目ごとに、こういうご発言では なかったかというので入れてみました。環境というので教育施設等につきましては、中村委員、雲 尾委員のご発言がすごくはっきりと出ていたような気がいたします。

あと、自治会とか近所とかの関係については、西田委員、伊藤委員はそのまま家庭の教育力の親のネットワークとか、子育てネットワークとかというお話だったと思います。

また、学校関係の藤澤委員や真柄委員の方は、子どもと大人との関係、近所とのかかわり、川上委員もそうですし、体験とか機会とかの問題については、中村委員がご発言されただろうと私は理解して、調査項目については、そのご発言等を生かしながら調査項目を立ち上げるというふうにしていきたいと考えています。

先ほど事務局の方からご案内があったかと思うのですが、資料4にございますが、あくまでも地域の教育力の中に書いてある部分は「例」と書いてあります。そこに書き加えても構わないわけです。それで書き加えられたとして、その脇にこんなような形で調査項目を立てると調査として成果が上がるのではないかという内容のようなものを出していただきたいという話です。そういう要望が事務局の方から皆さんにあったということでございます。さて、今の説明でございますが、資料3及び資料4についてですが、ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

(真柄委員)

確認したいのですが、今回の「家庭と地域の教育力の向上について」というテーマの冠にくるのは何なのかというのをお聞きしたいのです。資料3では、「家庭・地域の教育力の向上を図るため」という文言、これが目的になっているわけです。本来はそうではなくて、例えば、教育ビジョンで示された家庭と地域の教育力を高めるというのは、生涯を通じて学ぶことを支援するために家庭・地域の教育を高めると明記しています。だから、私たちが調査するときに、何のために家庭・地域の教育力を高めるのかということがないと、あまりに広すぎて、漠然として、どうしていいか分からないというのが1点です。

もう1点は、先ほどお話しさせていただいた、最後に社会教育行政の役割といいますか、ここに 落ち着かせるのか、もっと広く取るのかというお話をさせていただきましたが、この事業概要の最 後には、「ニーズに応える施策の研究」というふうにうたっているので、この施策というのはあくまでも社会教育行政施策なのか、もっと広く取るのかという、この2点を確認させていただかないと、書くにもどう書いていいのか分かりづらいところがあるので、そこだけお願いします。

(生涯学習課長)

第1点目につきましては、当然、教育ビジョンに基づいて仕事をしておりますので、生涯にわたって学び育つという視点が基本にあります。そうしたうえで、テーマを「地域の教育力の向上」を中心とした設定として、地域の教育力側に寄せたような形を、次回にこちらからもお示しし、委員の方からもご意見をいただきたいと思います。

それから2点目なのですが、やはり教育行政だけでは、地域の教育力という視点を見ますと収まらないところがあります。今は生涯学習の視点で見ていきたいと思いますので、建議としては様々な分野に及ぶ形で書いていただきたいと思います。ただ、出来上がったものに対して関連部局、または関連の地域等にどれだけ効力を及ぼすことができるかについては、今度は私どもの責任範囲となりますので、力の及ぶ範囲で頑張っていきたいと考えています。

(相庭議長)

よろしいでしょうか。地域・家庭の教育力の向上を目指す調査ということについて、生涯を通じて学び育つ活動を支援するための地域の教育力だという枠組みについてはいかがかというご指摘ですが、家庭・地域の教育力だけではなく、むしろ地域の教育力ということに絞り込んでやりたいという話でございます。

それともう一つは、社会教育行政の役割の方向性を提言するには、生涯学習のあり方、市民の生活の中での生涯学習のあり方についての提言を出していくということです。やや教育行政の枠より一般行政的なところに対しても、こういう施策を支援していただきたいという形の提言になるというものだそうでございます。社会教育委員会の委員の力からすると大変大きな提言になるので、少し苦労されることになるかと思います。ほかに、いかがでしょうか。

(中村委員)

生涯学習の調査というのは、過去にやって比較するものがあるかと思うのですが、今回の調査というのは、例えば、これに近い、何年か前にやったものがあるのでしょうか。前のものがあって、比較という形で、今度、新しいのはこれという、今回やろうとしている調査は、何か前段となる調査が、ベースとなるものが前にあるのでしょうか。

(生涯学習課長)

平成 20 年度に実施した、生涯学習に関する市民意識調査の中で、「社会活動」というのがありましたので、それを参考にしていただければと思います。ほかには他都市や内閣府、文科省が実施した調査がございますので、それらについては次回、準備をしてお渡しするようにします。

(西田委員)

調査項目を考えるうえで私にとっては非常に重要なのですけれども、地域の教育力、家庭の教育力を必要としているのは誰なのだろうかです。何歳の子なのだというくらいでいいのですけれども、そういうようなイメージがないと、例えば、中学生なのか小学生なのかというくらいでもいいですので、地域の教育力をただ向上させるためにとなると出てこない。どういう対象を想定されているのかというのが1点目と、もし仮に14歳ぐらいだとすれば、20歳以上の方に聞くとしても、彼らが人生を分ける就職や、そういうような決断をとって、14歳くらいのときに最も影響を受けたのはどのシーンだったのかというようなイメージがあると、私はマンガを読んで農学部に進んで、マンガが人生を変えたわけですが、コミュニティがまったくないところに育ちましたので、それしかなかったのですけれども、そうではなくて、昔の方であれば駄菓子屋での交流が非常に自分の人生にとって大きかったとか、近所のおじさんに怒られたことが大きかったというようなエピソードが出てくると思うのですが、何が14歳の今の中学生にとってどういうものが必要なのかというような結論といいますか、そういうような出てくるのではないかと感じるのですが。

(生涯学習課長)

対象年齢につきましては、少し迷っているところがあるのですが、一応 14 歳までとは考えておりました。調査の 20 歳以上の方たちが、学齢期にどういうふうな生き方をしてきたかというのも、項目としては非常に興味があります。ただ、若者の意識調査というのを昨年度、実施させていただいて、それらをご覧になりながら調査項目に生かされるかどうか、ご検討をいただければと思っています。

それと、今後、調査の結果をご覧になって、これからのあり方について検討をいただくときに、 行政としてこういうことが必要だということもありますし、また、地域自らがこういうふうな役割 を担うべきだろうということもあるでしょうし、様々な観点で調査や建議をいただければと思いま す。

(雲尾委員)

補わせてもらうと、20歳くらいの人に対して、ニーズとしてどんなことがあったかをたずねるということのみでは不十分です。過去のこともありますけれども、今、あなたが何をして、これから何ができるかという、これから供給側になる人たちとしての潜在能力とか意識、どんなことができるかということも含めて、広く考えられる方がいいのではないかと思います。

(相庭議長)

よろしいでしょうか。資料3の事務局側から出た原案ですが、特にずっと議論してきた内容は、 平成22年度の調査の対象が、地域の大人と保護者の教育力という枠組みで、今日やった議論の項目 を立てていくというのが22年度で、23年度には、団体、NPO、企業の教育力という形で立てて いく。その調査対象は、雲尾委員が今ご指摘になったように、幅を持たせて考えていくという、可 能性としても考えていくという形でとっていくということになるかと思います。

それと、教育行政に区切ると、22年の調査が団体、NPO、企業の教育力の調査というのが落ちてしまうのです。だから、そこのところが多分生涯学習課長のご提案で、ちょっと悩ましいところなのだろうと、生涯学習という意味では、悩ましいところだろうと思って聞いておりました。ほかにご質問、ございませんでしょうか。

(中村委員)

今後の進め方と調査項目の書き方なのですが、より具体的に、例えば設問形式で書いた方がいいのか、それとも漠としたわりと抽象的な言葉で、なるべくたくさん入れた方がいいのか、それから、それが出されたら一覧表か何かにお出しいただけると思うのですけれども、それがどういうふうに集約していくのかという、大まかな流れについての見通しをお話しいただければと思います。

(生涯学習課長)

今回、お願いする18日までのものについては、できるだけ分かりやすい方がありがたいと思っています。

(中村委員)

具体的な言葉でということですね。

(生涯学習課長)

設問形式がいいのではないかとは思うのですが、ただ、そこまでいかなければ、こういう観点で調査をしてほしいというものでもよろしいかなと思います。18 日までにいただいたものを、事務局の方でまとめます。議長にお願いしたいのは、そのあとの作業を進めていただくプロジェクトの委員を3~4人指名していただきたいのです。プロジェクトの委員からは次回会議までに各委員から提出のあったものをまとめていただき、次の会に臨んでいただければと思うのですが、いかがでございましょうか。

(相庭議長)

それが今後の進め方ということだそうです。

(雲尾委員)

資料3に次回までの課題とあり、確認事項として(1)(2)を各委員にしてほしいとあるわけです。資料4のシートですと、(2)は質問項目で答えやすいのですけれども、(1)とか(2)の前

半、検証したいことに非常に答えにくいです。質問項目というものは資料4の分析シートで答えられますけれども、議論していく「家庭の教育力」や「地域の教育力」についてとか、(2)の調査や検証したいということについては答えにくいので、必ずしもこのシートでなくてもよろしいですか。

(生涯学習課長)

構いません。

(相庭議長)

それでよろしいでしょうか。

(笠原委員)

もう1点。今日の議事録は、これをまとめる前に届きますか。届きそうなら、議事録をもう一度 読んでから考えますので待ちますが、来ないのであれば、今日聞いた範囲でやりますが。

(生涯学習課長)

議事録は10日にお届けします。

(笠原委員)

10日はだいたい届く予定ですか。それで、18日まででいいわけですね。分かりました。では、読んでも間に合うわけですね。

(相庭議長)

10日ですか。分かりました。メモをとってよかったです。ほかに、ありませんでしょうか。

(伊藤委員)

標本数 2、500 人とあるのですが、素人で分からないのでお尋ねなのですけれども、新潟は構国際化してきています。対象になるのは日本の方たちだけなのですか。内向きな項目が多いのですけれども、国際化みたいな項目があるから、ちょっとその辺を聞きたいと思います。新潟は国際都市でもあるから、その辺の観点がどこにもうたわれていなかったので、対象に外国の方も入られているのですか。

(生涯学習課長)

住民基本台帳からの抽出です。外国籍の方も対象とするか、検討させていただいてもいいですか。

生涯学習課長からご提案のあったことというのは、このシート(資料4)を元に今日の話を念頭におきつつ、調査項目をなるべく具体的に作ってくるのが宿題ですと。それにあたり、今日の議論した内容を6月10日にお渡しいたしますので、それに目を通したうえで調査項目を考え、18日までに考えてくださいと、その後、なかなか申し上げにくいことですが、議長が勝手に任命した委員の人は集まるように。それで、その小委員会で原案を7月5日までに作って、7月5日に会議をして、またそこで意見をもらって、新しい方向性を出しなさいというお話でございますが、よろしいでしょうか、ここまでの段取り。ここまできて、引き受けるんじゃなかったなという方は私だけではないと思いますが、よろしくご協力をお願い申し上げます。

それでは、調査検討委員会:小委員会の選任にあたりたいと思いますが、我こそはと思う方、いらっしゃいますでしょうか。指定席は2人決まってございまして、1人は議長で責任を取らせていただきます。それから、副議長も一緒に腹を切ってくれるという話でございますので、2名は決まってございます。もう1人、事務局の方からご推薦いただければと思いますが、もし、我こそはという方がいらっしゃいましたら、3人と言わずに4人でも結構でございますので、よろしくお願いします。

(生涯学習課長)

我こそはという方はいらっしゃいますか。いらっしゃらないようです。では、大変申し訳ないのですけれども、教育力ということでもあり、学校の立場から真柄委員にお願いできますでしょうか。

(相庭議長)

ということで、真柄委員、よろしくお願いいたします。 7月5日前に招集をかけたいと思いますので、申し訳ありませんが、よろしくお願いいたします。

続きまして、庁内でもワーキングの方をお願いすることになるかと思いますが、生涯学習課の方から2名、地域と学校ふれあい課の推進課から1名、中央公民館からと、図書館からという形で事務の方からは考えられているそうでございます。あとは何人か分かりませんが、ともかく社会教育委員の方では3人、それで、庁内ワーキングの方では6~7人くらいでしょうか、その辺の人数でワーキングチームを作りたいと思います。以上ですが、ご質問はございませんでしょうか。あとから私も入れていただきたいという方は全然断りません。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして社会教育委員会議の日程について、事務局より説明をお願いします。

(原係長)

一資料 5 上段 説明一

会議開始時間は午後を予定ということで、14 時または 15 時となっていると思いますが、今日も大変議論が盛り上がりまして、時間が足りないような感じでございます。会議の開催時間を各会議とも午後2時からの開催ということで提案させていただきます。

(相庭議長)

以上、提案では、第2回が7月5日ということで、以降、9月6日、11月1日という形で予定しております。もしかすると、この間にあと何回か入るかは知りませんが、ご協力をよろしくお願い申し上げます。また、ワーキングチームにめでたく当選した委員の方々、このほかにあとまだ3回か4回ありますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。ご質問はよろしいでしょうか。

それでは、次に各種大会の参加についてですが、よろしくお願いいたします。

(原係長)

一資料 5 下段 説明一

(相庭議長)

それでは、ご提案がありました資料5をご覧ください。この日程で参加される方を今日中に決めればいいのですか、ということですよね。

(生涯学習課長)

今日もしご希望の方がいらっしゃれば、今日この場で。申し込み自体は、次回までで間に合います。

(相庭議長)

大丈夫ですか。そうしたら、単純に計算して 10 名の委員の方にご参加願うことになりますね。毎回出たい方がいらっしゃれば、それで大変助かりますが、そういうことでございますので、次回までにどこかに当たるという覚悟を決めていただきまして、希望を決めておきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(西田委員)

希望は出せるのですか。

(相庭議長)

出せます。当然、希望優先です。そうでないと、割り振られても日程上行けないご都合等がありますでしょうから。お願いいたします。

それでは、続きまして報告事項がございます。平成22年度主要事業について、各所属長からご報告をいただきます。

(生涯学習課長)

資料 6 のNo. 1 とNo. 2 でございます。No. 1 の方ですが、ただいまお話し申し上げました生涯学習調査研究事業として「家庭と地域の教育力」これがこの事業にあたります 2 番目が、学・社・民融合研修事業でございます。地域とふれあい学校推進課と協働で行っている事業です。

次、青少年の自立・立ち直り支援事業でございます。内閣府で子ども・若者の支援推進法が4月から施行しておりまして、それに対応する形で子ども・若者の自立支援について研究していく、22年度は研究の年として位置づけております。23年頃をめどに、体制ができるように様々な検討会、または人材育成に取り組むということでございます。

(地域と学校ふれあい推進課長)

資料No.3をご覧ください。2つの事業のうち、地域と学校パートナーシップ事業でございますが、教育ビジョンの中核をなす施策、学・社・民の融合による教育を推進しているものでございます。各学校に地域教育コーディネーターを配置しておりますが、今年度は40校を拡大して104校で実施しております。内容につきましては、事前に配付しております昨年度の報告書(水色表紙)を後でご覧ください。今回は81ページから98ページに、パイロット校8校のそれぞれの特徴的な内容が載っております。経年で簡潔に述べられておりますので、後ほどご覧ください。

なお、本事業は平成 26 年度までに 171 すべての小中学校に地域教育コーディネーターを配置する予定でございます。昨日発行されました市報にいがたに載っておりますが、今週末、5日の土曜日にBSNテレビ、午前 10 時 45 分から 15 分番組の「さわやか新潟」で、川上委員がコーディネーターをされております中之口東小学校の活動の様子が放映されますので、ご覧いただきたいと思います。

2つ目の事業、子どもふれあいスクール事業では、各学校のPTAと教育委員会が共催で行っているもので、子どもたちの健全育成のため、及び地域の教育力向上を図る目的で行っております。 今年度4校拡充して47の小学校で実施する予定でおりますし、26年度までには60校を目標としております。

事業概要は以上です。前回の会議で話題になりました大学生のボランティアにつきまして簡潔にご報告いたします。今年度は、募集等の説明を行わせていただくことを市内すべての大学にお願いしました。その結果、先週の新潟大学を皮切りに今週は青陵大学と、順次、市内の大学に伺って説明をしてまいります。広く募集を行ってパートナーシップ事業、ふれあいスクール事業に大学生から入っていただけるよう努力していきたいと思っております。以上です。

(中央公民館長)

中央公民館・生涯学習センターでございます。No.3のふれあいスクールのところで、学校を会場に公民館事業を展開するということで、地域に開かれた学校づくりを推進いたします。

No.4 は主として生涯学習センターがやっている事業です。一番上はにいがた市民大学で、今年度は 16 回目で 7 講座のうち既に一部スタートしております。

次が、家庭教育振興事業です。こちらは先ほどいろいろお話が出ましたが、子どもの生活習慣の確立という観点から、早寝早起き朝ごはん啓発運動に基づきまして、朝ごはん料理講習会を各地区の公民館と連携しながら事業展開を図っていく、実施箇所を増やしながら頑張っていきたいと思います。

それから、子育て学習出前講座につきましては、従来の家庭教育学級をカバーする意味で、家庭教育学級においでになれない保護者を対象にできる一つの手法であるという考え方で、これについても拡大を図っていきたいと考えております。

それから、下2つでございますが、これは生涯学習センターの持っている機能、学習情報の提供、 それからボランティアバンクの充実ということで、生涯学習センターの機能を拡大していきたいと いうものでございます。

No.5は、公民館としての事業がメインです。地域コミュニティ活動活性化支援事業については、従来から公民館は地域づくり、まちづくり、あるいは人づくりということで活動をしてきたわけですけれども、地域コミュニティ意識が希薄になってきた、地域コミュニティが崩壊してきたということを踏まえまして、今まで以上に地域コミュニティを活性化させるべく、地域の団体と一緒になって地域づくりに公民館が働いていきたいということで、こういった事業を昨年度から始めたわけですが、今年度はさらに拡充したいというものです。

家庭教育振興事業、これは公民館サイドでやっている、主として家庭教育学級というスタイルで、 プレママ学級も含めて展開を図っています。おかげさまでゆりかご学級は非常に応募者が多く、抽 選で対応せざるを得ない状況です。

地域学振興事業、これについては従来からやってきているものですが、これも地域の活性化につ

ながる地域課題の解決という考え方で、改めて見直しをしていきたいと考えております。

青少年の居場所、これについても従来からやってきたものですが、実施館を拡大していきたい、 また、ここには書いていないですけれども、公民館事業としては、例えば人権教育や高齢者学級な ど各種講座も、引き続きやっていきたいということでございます。以上でございます。

(中央図書館)

中央図書館でございます。はじめに、読書普及事業についてでございます。中央図書館はじめ各地区図書館におきましては、引き続き市民の多様なニーズに対応した幅広い資料を収集するとともに、各種講座や行事を開催し、市民の読書活動の普及に努めたいと思っております。

ビジネス情報提供事業は、市民が仕事で活用できるビジネス関連書籍や電子資料を提供するとともに、ビジネス支援セミナーや起業・経営相談会を開催するなど、働き盛りの年代層の利用を促進し、暮らしの課題解決に役立つ図書館づくりをめざしております。

子どもの読書環境の整備では、新規事業として平成 21 年度に策定しました、『新潟市子ども読書活動推進計画』に基づき、平成 23 年度より実施予定のブックスタート事業に向けて、ブックスタートボランティアの養成等を行います。

図書館サービス向上事業では、図書館間のネットワーク化を通じ、市民サービスの向上を図るため図書館をオンラインで結ぶとともに、貸出、返却本を配送する配本車を運行します。また、図書館のオンライン化につきましては、6月9日に西川図書館のオンライン化を行うほか、今年度中に残る白根、新津、豊栄図書館のオンライン化を順次行い、図書館サービスの向上を図ります。

最後に、生涯学習施設の整備事業といたしましては、合併建設計画によりまして西蒲区巻地区に 図書館建設事業を推進いたします。平成22年度につきましては、建設工事に着手するほか、備品整 備及び資料購入を行い、平成23年度の開館を目指しております。以上で、中央図書館所管の主要事 業の説明を終わります。

(相庭議長)

ありがとうございました。当初予算事業説明書No.1から6まで全部説明が終わったわけでございますが、一括してご質問、ご意見等をとりたいと思いますが、いかがでしょうか。

(笠原委員)

生涯学習課の街頭育成活動について伺います。「はばたき」という広報紙があったと思うのですけれども、これは3月で終わりになっています。そうしますと、今後、青少年育成の活動でありますとか、街頭育成の状況などの情報というのはどこで見られるのでしょうか。

(生涯学習課長)

予算の削減の中で、やむをえず「はばたき」を削減させていただきました。今後は業者に頼むものではなく、もう少し簡易な形のものを配布すると同時に、ホームページで配信したいと考えております。

(笠原委員)

今まで町内回覧があったと思うのですが、簡易な形でも対象になるのでしょうか。町内回覧はも う廃止ですか。町内回覧板という形で回覧していたはずです。

(生涯学習課長)

回覧については変わらずやれると今は考えております。

(相庭議長)

よく回ってきますよね、町内会で。

ほかに、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。なかったら、一つだけお聞きしたいことと、もし、そうだったら考えていただきたいことがございます。

一つは、『地域と学校パートナーシップ事業報告書』ですけれども、書いてある内容が非常に細かくて、大変立派にやられていると思うのですが、学校の先生が書かれていますか、それとも地域教育コーディネータの方が書かれていらっしゃいますでしょうか。

(地域と学校ふれあい推進課長)

各学校の報告書は、学校の教員にお願いしていますが、コーディネーターさんの協力を得て書いている学校が多いと思います。

(相庭議長)

女池小学校のPTAをやったときの立場から申し上げますと、コーディネーターの方のご協力を願うか、さもなければ、もう少し簡略化していいのではないかと思うのです。つまり、これを書くのに学校の先生は相当の時間をかけて文章を作られる。むしろ、その場に出かけて行って子どもたちとふれあったりする時間の方が大事なような気がします。確かに税金を使ってやる以上、責任ある報告書を提出して、それをきちっと報告する義務があるというのはよく分かるのでございますが、私の希望とすると、もっと簡略化して結構なので、負担を減らす方向で報告書を作っていただければと思いました。極端に言ってしまうと、1ページに3校くらい入ってもいいと思っています。そのくらいの簡略化もいいのではないかという希望があります。あくまでも希望です。以上です。

(地域と学校ふれあい推進課長)

検討させていただきます。

(相庭議長)

ほかに、ございませんでしょうか、よろしいでしょうか。なければ、次に移りたいと思います。 平成22年度指定都市社会教育主管課長会議及び社会教育委員連絡会議についてということで、ご 報告申し上げます。

それでは、お手元に配った資料があるかと思います。今日出た資料です。「社会教育会議に行ってきました」という資料でございます。さいたま市に行ってまいりました。行ってきたのが、5月21日金曜日でございます。資料を見ていただくと分かると思いますが、いくつかの提案がなされて、その照合事項という形での提案でございました。

議論されたことは、各市から出された照合事項で、照合事項につきましては書いてありますが、 僕は正直なところ、びっくりした点がいくつかあったので、びっくりした点を書いておきました。 そのびっくりした点というのは、社会教育施設というものが教育委員会管轄から離れて、首長部局 に動いていくという動きが、政令指定都市では多く見られます。公民館は、ほとんど社会教育法適 用範囲外施設として動かされているという形をとっているようです。それともう一つは、指定管理 制度という形を取って、いわゆる公共団体みたいな形のもの、法人を作りまして、そこに管理を移 管していくという形をとっています。

これは特に仙台市から照合された内容なのですが、社会教育法の適用外になるというときに議論 はなかったのかということがいくつか照会されまして、静岡市と名古屋のケースが2つ特に目を引 きました。静岡市の場合は、教育委員会の中に生涯学習がないのです。

それともう一つ驚いたのは、名古屋のケースの場合は、社会教育法のその他の施設に公民館があります。そうなりますと、社会教育主事及び公民館主事を配置する必要がなくなるのです。そういう動きが出てきている。政令指定都市の社会教育委員の顔ぶれを見ますと、学会の仲間や懐かしき先輩から、たくさんの方々とお会いすることができたので、私個人としては楽しかったのですが、今の流れからすると、社会教育そのものがなくなる方向性を持っているように見えます。議論のときも社会教育の指導者、私たちは社会教育主事と呼んでいますが、その専門性を高めたらいいという議論の中で、社会教育の指導者というのがどういうものなのかという議論が、社会教育委員の中で十分にできていないのではないかという印象を受けました。

なぜかと言うと、仙台市の社会教育委員で、東北大学の先生が書かれたもので、大変よくまとめられたものなのですが、それを読んで皆さんとご協議したときに、社会教育の専門性というのはコミュニケーション能力だということで一致して、議論されたことが印象的でした。僕は社会教育の専門性というのは、コミュニケーション能力ではなく、それは別に社会教育職員でなくても必要な能力でありまして、警察官もそうですし、医者もそうです。ですので、社会教育の専門性というのは何かというと、生活の中に様々ある問題をどうやって学習課題化し、組織化して学習者にそのプログラムを提供することができるかという、そういうプログラム形成能力が社会教育の職員、つま

り教育職としての専門性なのです。そういう部分が議論から外れてしまっているという印象を強く受けて、職員の研修であるとか、専門性の高い職員の必要性というよりも、行政改革という名の下ですごい勢いで社会教育的なものが整理されようとしているという、そういう流れを非常に強く感じました。幸いなことに新潟市の場合は、社会教育についてご理解のある市民や職員の人たちが頑張ってくれていますので、その波は今のところきていませんけれども、今後、社会教育委員会議をしていると、そういう議論をする時期が来るのかなという印象を持ちました。そのためには、社会教育という分野が市民性であるとか、都市計画であるとか、あるいは文化水準の維持とか、あるいは貧困格差に対してのスタンスとか、そういうものをきちんととっていかないと、税制上必要ないものとして扱われ、その結果、市民の基本的文化水準の底が抜けるという恐ろしい事態になるのではないかというふうに、私などは感じたわけです。それについては、報告書の方に書いておきました。以上です。

(原係長)

それでは、私の方から指定都市の社会教育主管課長会議に参加していますので、そのご報告をさせていただきます。

お手元に、会の概要につきましては、こちらの報告書にお目を通していただければと思います。 なお、今ほど相庭議長の方から報告がありました社会教育委員の会議と指定都市の主管課長会議は セットになっております。初日に主管課長会議がありまして、翌日に社会教育委員の会議があると いう形になってございます。当番制になっておりまして、我が新潟市におきましては3年後、平成 25年度が当番ということで決定しております。この際には準備等、一致協力しまして、他の指定都 市の方をお迎えしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

(相庭議長)

ありがとうございました。以上で、指定都市社会教育連絡協議会については、ご報告を終わります。予定されていた審議及び報告事項は終わったのですが、その他につきまして何かございませんでしょうか。

(中央公民館長)

中央公民館長です。2つほどご報告申し上げます。本来、資料を持って説明するべきことでしたが、失念いたしまして申し訳ありません。新潟県の公民館連合会という団体がございまして、新潟県内の公民館が加入している団体です。毎年県の公民館大会というものを開催しておりまして、今年度は新潟市が会場になります。県公連の創立 60 周年ということで、できれば社会教育委員の皆さんにもご参加いただきたいということで申し上げます。日程は7月 16 日 金曜日になります。会場は旧豊栄市、北区にオープンしたばかりの北区文化会館、現在の豊栄地区公民館のすぐ隣です。豊栄駅から歩いて 10 分程度のところでございます。

さらに付け加えて、ここでは東京のNPO法人の代表者の吉田博彦さんという方が、午前中に基 調講演をやりまして、午後はパネルディスカッションで、吉田博彦さんにも入っていただいて、コ ーディネータは、ここにおられる真柄委員からやっていただくということでございます。是非とも ご参加いただきたいと思います。テーマは、先ほど議長からお話がありましたが、現在の公民館の おかれている状況というのは非常に厳しい状況があり、県内も同様です。今のまま公民館は漫然と やっていていいのかと、そうじゃないだろうという議論をやっていただこうということでございま す。要項は、後ほど郵送させていただきます。これが一つ目です。

もう一つ、これも今ほど議長からお話のあった仙台市の事例や、指定都市の会議に行ってこられた話と関連するのですが、新潟市の公民館についても、指定都市の中で残っているのは数少ない、そういった状況を踏まえて公民館の職員は今のままでいいのかとか、そういったことを内部でいろいろ話し合いをしながら、こういった方向にいきましょうという公民館マニフェストといいますか、公民館アピールというものを外に発信していきましょうという動きをしております。今日、時間があれば説明できるかと思ったのですが、とても時間がないのが明白でしたので、できれば次回にお時間がいただければ、少し説明をしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(相庭議長)

ありがとうございました。次回、その他として「公民館アピール」と入れておいてくれれば、ちゃんと発言の時間は責任を持ってお取りします。

それと、新潟県公連の方で、公民館大会が 60 周年を記念して 7月 16 日金曜日に開かれるそうでございます。委員の先生方には、ご都合がつけば、是非、参加していただければとお願いしたいと思います。その他、ございませんでしょうか。

(事務局)

事務局から最後になりますが、お手元に配付しました社団法人の全国社会教育連合会が発行しているニュースレターをご覧ください。 2ページ目中段でございますが、社会教育セミナーということで案内がきてございます。こちらについて、もし参加をご希望される委員さんがございましたら、私ども事務局の方にご連絡、ご相談をいただきたいと思います。

その下の助成事業について。昨年度から全国社会教育連合会の方で始めた事業でございます。社会教育委員組織の調査研究助成に対し1団体2万円、5団体までということで開始した事業です。応募締切が7月31日までですので、この事業に応募するかどうかにつきまして、もし応募の希望がございましたら、具体的な内容を1000字程度にまとめて提出する必要がございますので、次回の会議までに私ども事務局の方へご提出いただき、ご提出があった場合は次回の会議で協議事項にさせていただきたいということです。よろしくお願いいたします。以上です。

(相庭議長)

ひとつは、7月31日に社会教育委員セミナーということで、文科省の社会教育課の課長補佐が来られて、全社協の坂本さんがコーディネーターをするという形の話し合いがあるそうです。ご希望がありましたら、申し出てご参加願えたらと思います。それと、助成事業ということでございます。ほかに、ございませんでしょうか、よろしいでしょうか。では、以上です。

(事務局)

ご審議、ありがとうございました。以上をもちまして、第29期新潟市社会教育委員会議第1回を終了いたします。次回は7月5日 月曜日、会場は、本館3階の対策室1を予定しております。ありがとうございました。